



株式会社アマナ

証券コード：2402

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年8月27日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都港区海岸三丁目18番12号
当社芝浦オフィス|PORT 会議室
(開催場所が定時株主総会と異なりますので、
末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、
お間違えのないようご注意ください。)

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当の方法によるA種優先株式の発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件

本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会当日は、当社係員は、軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大の防止及び安全を確保する観点から、本株主総会は大幅に規模を縮小して開催いたします。そのため、満席となった場合はご入場を制限させていただく場合がございます。
- 本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りさせていただく場合がございます。

(証券コード2402)
2021年8月12日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番43号
株 式 会 社 ア マ ナ
代表取締役社長 進 藤 博 信

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年8月26日（木曜日）午後6時まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区海岸三丁目18番12号
当社芝浦オフィス | PORT 会議室
(開催場所が定時株主総会と異なりますので、末尾の「臨時株主総会会場
ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
議決事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当の方法によるA種優先株式の発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第4号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://amana.jp/>) に掲載させていただきます。
- ・株主総会決議ご通知につきましては、書面の送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://amana.jp/>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案においてお諮りするA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、当該株式に関する規定を新設するものです。

なお、本定款変更については第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、21,620,000株とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、21,620,000株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は21,620,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u>
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p>第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第45条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率9.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>

現行定款	変更案
	<p>② ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金（第11条の3に定めるA種期中優先配当金を含む。）及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>③ 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(A種期中優先配当金)</p> <p><u>第11条の3</u> 当社は、<u>第45条第2項又は第46条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率9.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(<u>残余財産の分配</u>)</p> <p><u>第11条の4</u> 当社は、残余財産を分配するとき は、<u>A種優先株主等</u>に対して、<u>普通株主等</u> に先立って、<u>A種優先株式1株当たり</u>、<u>第</u> <u>11条の5第2項に定める基本償還価額相当</u> <u>額から、同項に定める控除価額相当額を控</u> <u>除した金額</u>（ただし、<u>基本償還価額相当額</u> <u>及び控除価額相当額は、同項に定める基本</u> <u>償還価額算式及び控除価額算式における</u> <u>「償還請求日」を「残余財産分配日」</u>（残 余財産の分配が行われる日をいう。以下本 章において同じ。）と、「<u>償還請求前支払</u> <u>済優先配当金</u>」を「<u>解散前支払済優先配当</u> <u>金</u>」（残余財産分配日までの間に支払われ た<u>A種優先配当金</u>（残余財産分配日までの 間に支払われた<u>A種期中優先配当金</u>及び累 積未払<u>A種優先配当金</u>を含む。）の支払金 額をいう。）と読み替えて算出される。） を支払う。なお、<u>解散前支払済優先配当金</u> が複数回にわたって支払われた場合には、 <u>解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき</u> <u>控除価額相当額を計算し、その合計額を基</u> <u>本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p>② <u>A種優先株主等</u>に対しては、前項のほか残余 財産の分配は行わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>② A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p>(基本償還価額算式)</p> <p>基本償還価額 = $1,000,000円 \times (1 + 0.09)^{m+n/365}$</p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1 + 0.09)$」の指数を表す。</p>

現行定款	変更案
	<p><u>(控除価額算式)</u> <u>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 ×</u> <u>(1 + 0.09)^{x+y/365}</u></p> <p><u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額とする。</u></p> <p><u>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1 + 0.09)」の指数を表す。</u></p> <p><u>③ 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。</p> <p>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求(以下本条において「<u>転換請求</u>」といい、<u>転換請求がなされた日を「転換請求日」という。</u>)することができる。</p> <p>② 取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>(1) 本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「<u>転換請求日</u>」と、「<u>償還請求前支払済優先配当金</u>」を「<u>転換請求前支払済優先配当金</u>」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)÷転換価額</p>

現行定款	変更案
	<p>(2) 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額 <u>当初転換価額583円とする。</u></p> <p>ロ 転換価額の修正 <u>転換価額は、2022年2月28日以降の毎年8月末日及び2月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</u> <u>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ1か月間の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>ハ 転換価額の調整 <u>(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本条において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>調整後転換価額 $= \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + ((\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \div \text{時価})) \div (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数})$</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</p>

現行定款	変更案
	<p> <u>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。</u> </p> <p> (b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 </p>

現行定款	変更案
	<p>(i) <u>下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）</u></p> <p><u>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>(ii) <u>普通株式の株式分割をする場合</u> <u>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(iii) <u>取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(iv) 普通株式の併合をする場合</u> 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p><u>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p><u>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ1か月間の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(d) <u>上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>③ <u>本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(議決権)</u> <u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更案
(新設)	<p>(A種優先株式に係る譲渡制限)</p> <p><u>第11条の10</u> 当社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会への準用)</p> <p><u>第11条の11</u> 第3章の規定(株主総会に係る規定)は、種類株主総会について準用する。</p>

第2号議案 第三者割当の方法によるA種優先株式の発行の件

会社法第199条に基づき、下記「2. 提案の目的及び理由」に記載の理由により、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合（以下「RKDファンド」といいます。）に対して、下記「1. 第三者割当増資の概要」に記載の要領にて、第三者割当の方法により募集株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「A種優先株式発行」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係るA種優先株式発行は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 第三者割当増資の概要

- | | | |
|----------------------|--|---------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | A種優先株式 | 1,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金 | 1,000,000円 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金 | 金500,000,000円 |
| | 増加する資本準備金 | 金500,000,000円 |
| (4) 払込期日 | 2021年8月31日 | |
| (5) 割当方法 | 総数引受契約を締結し、第三者割当の方法により、RKDファンドにA種優先株式1,000株を割り当てる。 | |
| (6) 発行条件 | 前各号については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件とする。 | |

2. 提案の目的及び理由

(1) 提案に至る経緯及び目的

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大と緊急事態宣言の再発令等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しております。当社グループが事業を展開するビジュアルコミュニケーションマーケットにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動や企業収益の変動の影響を少なからず受けており、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響のみならず、当社グループの営業及び制作活動においても一部制限を受けるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、2020年12月期において、売上高が著しく減少し、営業損失1,523百万円、経常損失1,478百万円を計上し、それを受けた翌期以降の回復を企図した特別損失の計上、不適切会計事案に関する調査に係る費用の特別損失の計上も重なり、親会社株主に帰属する当期純損失2,467百万円を計上した結果、802百万円の債務超過（2020年12月31日時点。2021年3月31日時点においては761百万円）となり、さらに、流動負債が流動資産の金額を上回ったことに加え、一部の長期借入金については財務制限条項に抵触しております。かかる状況から、当社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記が付されている状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、当該状況の早期解消を図るべく、債務超過の解消に向けた計画（2021年3月22日開示）に記載のとおり、2021年12月期を初年度とする中計経営計画（2021年2月26日開示）に基づき収益構造の改善に努め、利益創出と内部統制のさらなる強化に向けた経営基盤の再構築を推進しております。収益構造の改善策として、「One amana!」を掲げる経営方針に基づき整備を進めた全社横断型の戦略的な営業体制のもと、クライアント企業との継続的な関係構築を推進するなかで、グループの総合力を発揮して売上高の再成長を図り、売上原価については、内制可能な業務についてグループ内部のクリエイティブリソースを最大活用するとともに、外部発注プロセスの再構築による発注先や発注額の最適化を推進し、収益性向上を推進しております。また、販売費及び一般管理費について、経営環境の変化に対応して事業及び組織のスクラップアンドビルドを推進し、人員数の最適化を図ることによる報酬・給与等の人件費の削減効果、オフィス施設などを一部解約したことによる賃借料をはじめとした設備費の削減効果の発現が進捗しております。

このような施策の成果もあり、当社グループは、2021年12月期第1四半期連結累計期間において、営業利益51百万円、経常利益82百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益50百万円を計上し、債務超過額は761百万円となり、2020年12月期から改善が進んでおりますが、現時点においても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しており、財務状況の抜本的な改善が急務であると考えております。

こうした状況のなかで、当社は、様々な資金調達手段を検討いたしましたが、財務内容の改善が急務であり、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。また、財務制限条項に抵触する借入金（2021年3月時点352百万円）についてはA種優先株式発行と同時に実施される株式会社りそな銀行をアレンジャーとするシン

ジケート方式によるタームローン契約及びコミットメントライン契約による資金調達に基づく既存の有利子負債の一部借換えによって調達した資金の一部を返済に充当する予定です。

(2) 提案の理由

当社は、上記「(1) 提案に至る経緯及び目的」に記載のとおり、債務超過の解消、財務体質の改善のための資金調達の必要が生じており、そのための機動的かつ確実な資金調達方法について、当社のメインバンクである株式会社りそな銀行を含む各取引金融機関との間で複数の選択肢を検討してまいりました。そのようななかで、株式会社りそな銀行が有限責任組合員として出資している、RKDファンドより、A種優先株式を発行する方法による資金調達に関する提案を受けました。かかる提案を当社内にて協議・検討した結果、仮に普通株式を発行する方法による場合、大規模な希薄化が生じ、当社の既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念され、かつ当社が今後各種施策を打ち出していくにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する資本性資金を提供するRKDファンドからの助言を得ることが、当社の企業価値増大の観点から望ましいと考えたことから、A種優先株式を発行する方法による資金調達が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、既存株主への影響をできるだけ抑えたうえで追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

上記のとおり、当社は、A種優先株式を発行する方法による資金調達について検討し、RKDファンドと協議した結果、当該方法による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、RKDファンドが当該方法による投資実績を有していること等を理由として、最終的に割当予定先としてRKDファンドを選定いたしました。

3. 発行条件に関する事項

当社は、A種種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案のうえ、下記価値分析結果も参考に、本割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株当たり1,000,000円と決定いたしました。かかる払込金額については、下記本算定報告書において示された算定結果と近似しており、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金がA種優先株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価水準、必要となる資金の規模、並びにA種優先株式の内容に係る経済的条件に

関する本割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額には合理性があるものと判断しております。

なお、当社は、A種優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社Stand by C（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 松本 久幸）（以下「Stand by C社」といいます。）に対してA種優先株式の価値分析を依頼したうえで、Stand by C社より、A種優先株式の算定報告書（以下「本算定報告書」といいます。）を取得しております。Stand by C社は、A種優先株式の発行要項、RKDファンドとの投資契約の内容及び一定の前提（払込金額に対し年率9.0%を乗じた額を年2回に分け配当すること、A種優先株式の転換価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当初普通株式の株価（2021年6月29日に先立つ1か月の東京証券取引所における当社株式の終値平均値613.3円）、株価変動性（ボラティリティ）（当社の評価基準日以前10年間にわたるヒストリカルボラティリティ）29.11%、株借コスト5.0%、無リスク利子率（2021年6月29日時点における日本国債レート（10年物））0.07%及び当社の財務状況等）を総合的に考慮し、一般的な価値算定モデルである二項モデルによる評価手法を採用して、2021年6月29日を基準日としてA種優先株式の価値分析を実施しております。

本算定書におけるA種優先株式の価値分析結果

1株当たり1,012,779円～1,045,888円

当社は、RKDファンドとの間で、A種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、A種優先株式の発行条件を検討いたしました。A種優先株式には客観的な市場価額がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、A種優先株式を発行することといたしました。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を1,000株発行することにより、総額1,000,000,000円を調達いたしますが、上述したA種優先株式発行の目的及び資金使途に照らしますと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種優先株式発行により割当予定先に対してA種優先株式が割り当てられた場合、A種優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、A種優先株式について合計17,152個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約34.5%となり、希薄化が25%以上となり、A種優先株式の全部について下限取得価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数34,305個の普通株式が交付されることとなり、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約69.0%となります。また、A種優先株式の全部について当初転換価額による普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される議決権を有する普通株式の個数及び当社取締役会が2021年6月30日に決議した寺田倉庫株式会社、コクヨ株式会社、株式会社VERSION THREE、株式会社アズレイ、廣松伸子氏、中西宗義氏及び株式会社Acelに対する普通株式の第三者割当増資により発行される議決権を有する普通株式の個数の合計数の、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約38.0%となり、希薄化が25%以上となり、A種優先株式の全部について下限取得価額（291.5円）にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数36,017個の議決権を有する普通株式が交付されることとなり、2020年12月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である49,684個に対する割合は約72.5%となります。

このように普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、一定程度の当社普通株式の希薄化が生じることとなりますが、①A種優先株式発行及び普通株式発行による自己資本の増強が当社の財務体質の改善に資するほか、②A種優先株式の内容として、転換制限解除事由が発生しない限り、2029年3月1日が到来するまではRKDファンドが普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じております。

このような観点から、当社としては、A種優先株式発行により生じうる希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

当社は、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしたいと存じます。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の概要

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額1,097,146,000円のうち、997,146,000円を減少して、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額1,334,988,433円の全額を減少し、その全額を、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2021年8月30日（予定）

第4号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、会社法第452条に基づき、第3号議案の資本金及び資本準備金の額の減少の件により生じるその他資本剰余金を、欠損填補に充当するため、繰越利益剰余金に振り替えることといたしたいと存じます。

なお、本議案に係る剰余金の処分は、第3号議案が原案どおり承認可決され、資本金及び資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件といたします。

2. 剰余金の処分の概要

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,909,317,400円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,909,317,400円

以上

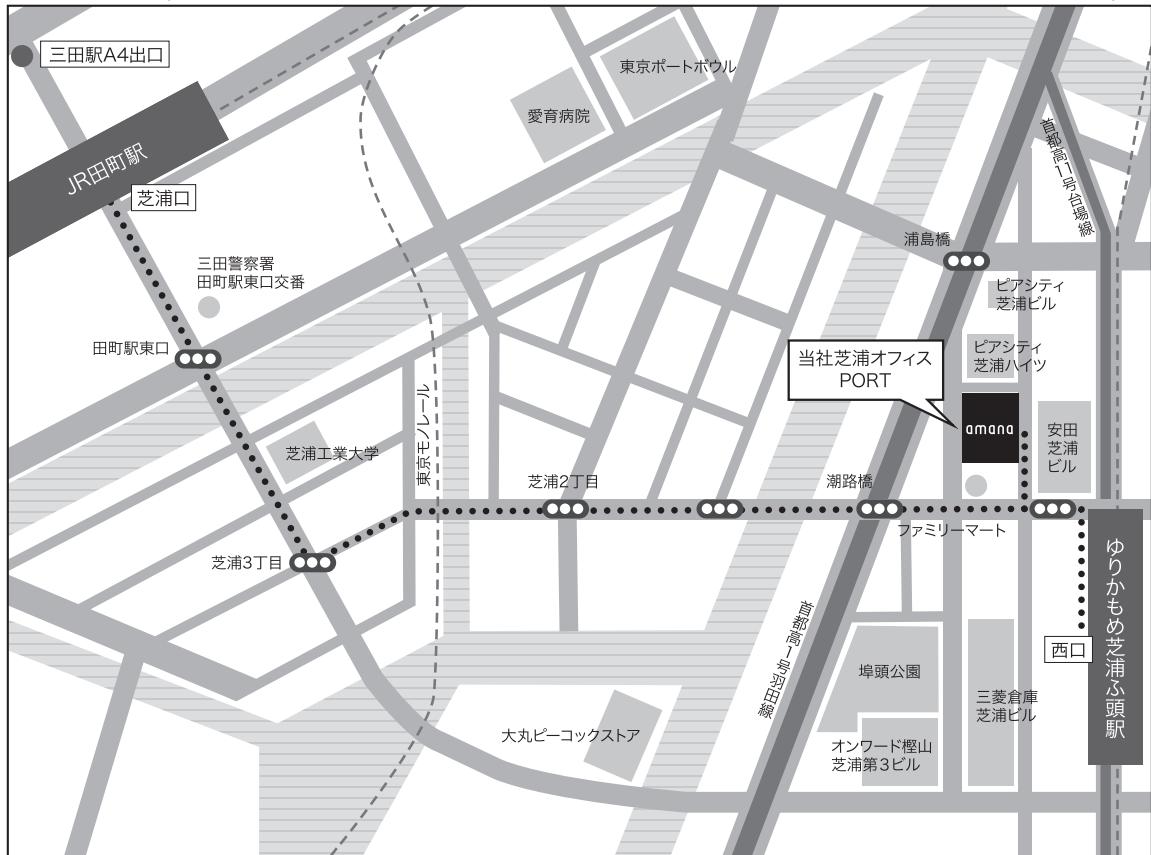
臨時株主総会 会場ご案内図

開催日時：2021年8月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

会 場：東京都港区海岸三丁目18番12号

当社芝浦オフィス | PORT 会議室

（開催場所が定時株主総会と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）



交通のご案内

J R

「田町駅」 芝浦口より徒歩15分

ゆりかもめ

「芝浦ふ頭駅」 西口より徒歩3分

都営三田線
都営浅草線

「三田駅」 A4出口より徒歩17分（三田線の改札口からA4出口まで約5分）

お願い

駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。